

# 大分市上下水道局水道用資機材等の審査及び承認に関する要領

## (目的)

**第1条** この要領は、大分市上下水道局水道用資機材審査承認基準（以下、「承認基準」という。）第12条の規定に基づき、水道施設に使用する水道用資機材等の承認にあたっての要件及び審査手順等を定めることを目的とする。

## (承認の対象)

**第2条** 登録資材製作者または登録資材供給者（以下、「登録資材製作者等」という。）からの承認申請において、「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合した水道用資機材等であることが確認できるものとする。

## (承認の要件)

**第3条** 水道用資機材等としての承認に必要な要件は、次の各項のとおりとする。

- 2 次の各項のほか、水道用資機材等の特質に応じて、承認に必要な要件細目（以下、「承認細目」という。）を別に定めることができる。
  1. 製品の構造及び材質等が「水道施設の技術的基準を定める省令」の第1条第16号及び第17号に適合していること。
  2. 製品の材質及び性能が、規格等を定めた基準及び仕様等（以下、「製品基準」に適合していること。または製品基準に準拠し、これと同等以上と認められること。
  3. 承認細目によって定められた製品においては、その要件に適合していること。
  4. 納入後の製品の維持管理等が確実かつ容易に行えることが確認できること。
  5. 納入した製品の補修や保守等に必要な部品や代替品の供給体制が整っていること。
  6. 製品の製造過程及び設置後において、環境への影響が少ないことが確認できること。また、廃棄後のリサイクル等、環境に配慮されていること。
  7. 大分市上下水道局規格品については、前号の各基準に適合している製品で、かつ、第13条に規定する製品検査に合格すること。
  8. 指定承認品目においては、大分市上下水道局の発注工事において、承認を受けて2年以内に納入実績があり、その後においても毎年納入実績が確認できること。

## (承認申請)

**第4条** 水道用資機材等の承認申請に必要な提出書類は、次に記載するものとする。

- 2 次に記載するもののほか、水道用資機材等の特性に応じて、承認申請に必要な提出書類を承認細目で別に定めることができる。
  1. 水道用資機材等承認申請書（審査要領-様式1）
  2. 申請品の製品調書（審査要領-様式2）
  3. 申請品の製造工場調書（審査要領-様式3）
  4. 申請品の製品基準書及び製品検査・試験基準書
  5. 申請品の検査・試験結果成績表等
  6. 申請品の外観写真及び寸法図表等
  7. 申請品の納入実績表（大分市及び他都市）
  8. 新製品の価格表（見積書）
  9. その他、製品カタログ、参考資料及び技術資料等

#### (指定承認品目の承認審査)

**第5条** 指定承認品目の水道用資機材等の承認審査の受付は総務課で行なう。

- 2 承認審査を受付ける場合は、速やかに書類審査し、必要な提出書類が整っているかを確認した後に、受付及び承認審査の手続きを行なう。

#### (指定承認品目外の承認審査)

**第6条** 指定承認品目以外の水道用資機材等の承認審査の受付は工事を担当する部署で行なう。

- 2 承認審査を受付ける場合は、速やかに書類審査し、必要な提出書類が整っているかを確認した後に、受付及び承認審査の手続きを行なう。

#### (指定承認品目の承認)

**第7条** 審査委員会にて指定承認品目の水道用資機材等が承認された場合は、総務課は大分市上下水道局水道用資機材等の承認一覧表（以下、「承認一覧表」という。）に登録するとともに、申請者に水道用資機材等の承認通知書（審査要領-様式4）を通知する。

#### (指定承認品目の不承認)

**第8条** 審査委員会にて指定承認品目の水道用資機材等が不承認された場合、総務課は申請者に審査結果を付して水道用資機材等の不承認を通知する。（審査要領-様式5）

#### (指定承認品の変更)

**第9条** 登録資材製作者等より水道用資機材等の承認事項等の変更届（審査要領-様式6）が提出された場合は総務課で受付ける。

- 2 総務課は審査要領に基づき、承認事項等の変更後に承認に必要な要件に適合しているかを再審査し、審査結果は適時、審査委員会に報告し、審議を受けるものとする。

#### (指定承認品の更新)

**第10条** 指定承認品の更新手続きは当該年度の4月1日より4月30日までを受付期間とし、総務課に水道用資機材等の更新届（審査要領-様式7）を提出する。

- 2 総務課は更新届を受理した場合、承認の要件に適合しているかを審査し、審査結果を審査委員会に報告し、審議を受けるものとする。
- 3 審査委員会にて水道用資機材等の更新届が不承認とされた場合、総務課は承認一覧表より登録の削除を行なうとともに、申請者に審査結果を付して水道用資機材等の不承認を通知する。（審査要領-様式5）

#### (指定承認品の辞退)

**第11条** 登録資材製作者等より指定承認品の承認辞退願（審査要領-様式8）が提出された場合は総務課で受付ける。

- 2 総務課は承認辞退願を受理した場合、承認一覧表より登録の削除を行なうとともに、適時、審査委員会に報告するものとする。

#### (指定承認品の取消)

**第12条** 総務課は審査委員会において審査基準第15条の規定により、指定承認品の承認が取り消された場合は、承認一覧表より登録の削除を行なうとともに、登録資材製作者等に承認取消通知書（審査要領-様式9）を通知する。

#### (水道用資機材等の製品検査)

**第13条** 製品検査は、次のいずれかの条件に適合する場合において、資機材の設計、製作、検査体制等に係る工場または事業場等について行なう。

- 2 製品検査に係る旅費等は当局の負担とするが、その他、調査に要する費用、設備及び機材等は登録資材製作者等において負担する。
- 3 製品検査は総務課と関係担当課の2名以上で行なうが、事前に審査委員会の承認を必要とする。
- 4 製品検査の調査内容の項目等は別に定めるものとする。
  1. 大分市への納入した製品において、不良品等、登録資材製作者等の責に帰すべき理由による事故、故障等があった場合
  2. 申請書等に疑義がある場合や書類審査のみでは確認できない事項がある場合
  3. 大分市上下水道局規格品の承認申請があった場合
  4. その他、審査委員会で製品検査が必要であると認めた場合

**(事務処理)**

**第14条** この要領に係る事務処理で、この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務課において処理するものとする。

**(補則)**

**第15条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、審査委員会で決定するものとする。

**(付則)**

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

**(付則)**

この要領は、平成30年4月1日から施行する。